

NEW TOPICS

◆セクハラ、マタハラに続いて
パワハラ防止が法定化される予定です◆

先日、日本レスリング協会が、オリンピック 4 連覇の伊調馨選手に対するパワハラがあったことを認めると発表し、大変話題となりました。

本題に移りますが、厚生労働省は、職場におけるパワーハラスメントを防止するため、将来的に事業主の雇用管理上の措置義務を法律に明記する必要があるとする検討報告をまとめました。現場において具体的に取り組むべき事項をガイドラインで示した後、取組みが定着してきたところで法定化を目指す方向で、違反行為に対しては行政指導を可能にする予定です。措置義務では、防止に関する事業主の方針明確化、相談の窓口設置、迅速・適切な対応、再発防止対策などを示しました。

厚労省が設置した専門家による検討会の報告によると、パワハラ概念は次の3つの条件が揃う必要があるとのこと。

- ①優越的な関係に基づいて(優越性を背景に)行われること
- ②業務の適正な範囲を超えて行われること
- ③身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること

具体例は以下の通りです。

- ◇上司が部下に対して人格を否定するような発言をする
- ◇幹部の意に沿わない従業員に対して仕事を外し、長期間にわたり別室に隔離したり、自宅研修させる
- ◇上司が管理職である部下を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる

パワハラなどによる職場のいじめ・嫌がらせの相談件数は、年々増加の一途をたどっています。セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)やマタニティハラスメント(妊娠や出産を理由とする嫌がらせ)は男女雇用機会均等法などで定義され、事業主は防止するための体制整備が義務付けられていますが、パワハラについては、現在法律上の規定はありません。法定化されるにあたり、企業側に求められる対応は、パワハラは許されない行為であり、厳重に処罰されなければならないという認識を社内で共有することです。

パワーハラスメントを放置すれば、職場環境が悪化し、労働者のメンタルヘルス問題が生じるリスクが大きく高まります。対応策の一つとしては、就業規則において、禁止事項として、パワーハラスメントを追加し、懲戒事由とすることや朝礼や社内セミナーを通じて、各労働者に意識づけを行うといった方法が考えられます。就業規則の見直し等、ご要望がございましたらご相談ください。

◆協会けんぽによる「被扶養者資格の再確認」と
「マイナンバーの確認」が6月上旬から実施されます◆

全国健康保険協会(以下、「協会けんぽ」という)では、健康保険の被扶養者になっている方について、毎年一定の時期に被扶養者の要件に該当しているかの確認を行っています。この確認は、要件に該当しない被扶養者により、医療費および高齢者の医療費への拠出金が不当に高くなることで、保険料が増加することを防止する目的で行われるものです。

平成 30 年度においては、マイナンバーを活用した情報連携を進める等の理由により、被扶養者および 70 歳以上の被保険者の方々の未取得となっているマイナンバーの確認も併せて実施することになりました。以下、詳細です。

◇実施期間

- ・平成 30 年 6 月上旬より事業主宛にリスト送付

◇実施内容

- ・被扶養者資格再確認業務
→「被扶養者状況リスト」が送付される
※平成 30 年 4 月 1 日時点で扶養認定されている 18 歳以上の被扶養者
- ・マイナンバー収集業務
→「マイナンバー確認リスト」が送付される
※平成 30 年 3 月 5 日時点で現存している被扶養者および 70 歳以上の被保険者のうちマイナンバー未取得者

協会けんぽよりリストが届きましたら同封の返信用封筒にて協会けんぽへ送付してください。ご不明な点がありましたら弊社担当までお問い合わせください。

マイナンバーに関しましては、行政間での情報連携が進んでおります。また、5 月 1 日から、雇用保険の手続きの際はマイナンバーの記載がないと原則として受け付けてもらえなくなります。今後、労働保険、社会保険の各手続きにつきましては、大変お手数ですが皆様のご協力をお願い致します。

5月の社会保険と労務

◇給与から住民税を特別徴収している会社は、6 月からの住民税に備えて、5 月中旬頃に市区町村から送付されてきた各人別の納税通知書の一部を本人に交付するとともに、徴収額を給与台帳等に転記しておきましょう。

◇4 月より、子ども・子育て拠出金率(会社負担のみ)が変更になりました。5 月末の納付分から適用となりますのでご留意ください。現 0.23% → **新 0.29%**

【お断り】 この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

労働保険年度更新についてのお願い

労働保険手続きをご契約頂いており、平成 29 年度 1 年分(平成 29 年 4 月支給給与から平成 30 年 3 月支給給与)の賃金データをお送り頂いていないお客様は、大変お手数ですが、お早めにお送りくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

編集後記

ゴールデンウィークはどう過ごされますか？

私は、普段はなかなかできない部屋の大掃除と模様替えをする予定です。(田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂 1-9-4 O D A ビル 7 階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>